

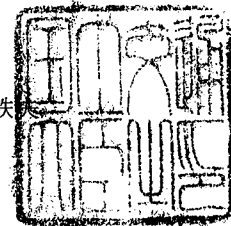
指 定 書

国住参建第 3604 号
令和 6 年 1 月 26 日

株式会社協栄製作所
代表取締役社長 温井 直美 様
株式会社トーヨーアサノ
代表取締役社長 植松 泰右 様
日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 塚本 博 様
日本ヒューム株式会社
代表取締役社長 増渕 智之 様
三谷セキサン株式会社
代表取締役社長 三谷 進治 様
児玉コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 児玉 桜 様
ジャパンパイル株式会社
代表取締役 黒瀬 晃 様
會澤高圧コンクリート株式会社
代表取締役社長 會澤 祥弘 様
株式会社アオモリパイル
代表取締役 地代所 久恭 様
旭化成建材株式会社
代表取締役社長 山越 保正 様
麻生商事株式会社
代表取締役会長 栗尾 城三郎 様
NC貝原コンクリート株式会社
代表取締役社長 上野 保尚 様
沖縄テクノクリート株式会社
代表取締役社長 仲本 幸平 様
カワノ工業株式会社
代表取締役 河野 和明 様
九州高圧コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 掛林 誠 様
東海コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 石黒 幸文 様
東北ポール株式会社
代表取締役社長 只野 恵二 様

東洋コンクリート株式会社
代表取締役社長 伊集 朝章 様
株式会社ナルックス
代表取締役社長 高岡 哉史 様
日研高圧平和キドウ株式会社
代表取締役 米盛 司郎 様
日本海コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 新谷 智弘 様
日本高圧コンクリート株式会社
代表取締役社長 小笠原 昌平 様
株式会社日本ネットワークサポート
代表取締役 片岡 正憲 様
富士コン株式会社
代表取締役 酒井 志行 様
藤村クレスト株式会社
代表取締役社長 藤村 範夫 様
豊州パイル株式会社
代表取締役 山村 哲司 様
ホクコンマテリアル株式会社
代表取締役 恵美 健一 様
株式会社北雄産業
代表取締役社長 佐藤 昌一 様
北海道コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 仲野 孝 様
前田製管株式会社
代表取締役社長 前田 直之 様
マナック株式会社
代表取締役 高橋 脩 様
山崎パイル株式会社
代表取締役 渡邊 宣生 様
リウコン株式会社
代表取締役社長 比嘉 盛勝 様

国土交通大臣 齊藤 鉄



下記の建築基準法第 37 条第一号の適合するボルトに係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号及び第三第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 名称

六角ボルト (JIS B 1180)

2. 指定する数値

六角ボルト
(JIS B 1051 強度区分 10.9)

(1) 許容応力度の基準値 700 N/mm²

(2) 材料強度の基準値 700 N/mm²

3. 適用範囲

一般財団法人日本建築センターの評定書(工法等) (BCJ 評定-FD0183-08)に従って、株式会社協栄製作所埼玉工場が供給するボルトを、トリプルプレートジョイント(T・P JOINT: 接続プレート・嵌合方式無溶接継手)のボルト接合に用いる場合に適用する。

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。

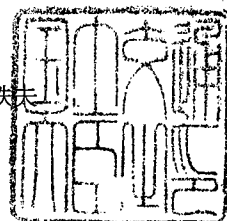
指 定 書

国住参建第 3605 号
令和 6 年 1 月 26 日

日本ファスナー工業株式会社
代表取締役 村上 浩隆 様
株式会社トーヨーアサノ
代表取締役社長 植松 泰右 様
日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 塚本 博 様
日本ヒューム株式会社
代表取締役社長 増淵 智之 様
三谷セキサン株式会社
代表取締役社長 三谷 進治 様
児玉コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 児玉 桜 様
ジャパンパイル株式会社
代表取締役 黒瀬 晃 様
會澤高圧コンクリート株式会社
代表取締役社長 會澤 祥弘 様
株式会社アオモリパイル
代表取締役 地代所 久恭 様
旭化成建材株式会社
代表取締役社長 山越 保正 様
麻生商事株式会社
代表取締役会長 栗尾 城三郎 様
NC貝原コンクリート株式会社
代表取締役社長 上野 保尚 様
沖繩テクノクリート株式会社
代表取締役社長 仲本 幸平 様
カワノ工業株式会社
代表取締役 河野 和明 様
九州高圧コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 掛林 誠 様
東海コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 石黒 幸文 様
東北ポール株式会社
代表取締役社長 只野 恵二 様

東洋コンクリート株式会社
代表取締役社長 伊集 朝章 様
株式会社ナルックス
代表取締役社長 高岡 哉史 様
日研高圧平和キドウ株式会社
代表取締役 米盛 司郎 様
日本海コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 新谷 智弘 様
日本高圧コンクリート株式会社
代表取締役社長 小笠原 昌平 様
株式会社日本ネットワークサポート
代表取締役 片岡 正憲 様
富士コン株式会社
代表取締役 酒井 志行 様
藤村クレスト株式会社
代表取締役社長 藤村 範夫 様
豊州パイル株式会社
代表取締役 山村 哲司 様
ホクコンマテリアル株式会社
代表取締役 恵美 健一 様
株式会社北雄産業
代表取締役社長 佐藤 昌一 様
北海道コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 仲野 孝 様
前田製管株式会社
代表取締役社長 前田 直之 様
マナック株式会社
代表取締役 高橋 脩 様
山崎パイル株式会社
代表取締役 渡邊 宣生 様
リウコン株式会社
代表取締役社長 比嘉 盛勝 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の建築基準法第 37 条第一号の適合するボルトに係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号及び第三第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 名称

六角ボルト (JIS B 1180)

2. 指定する数値

六角ボルト
(JIS B 1051 強度区分 10.9)

(1) 許容応力度の基準値 700 N/mm²

(2) 材料強度の基準値 700 N/mm²

3. 適用範囲

一般財団法人日本建築センターの評定書(工法等)(BCJ 評定-FD0183-08)に従って、日本ファスナー工業株式会社本社工場及び日野工場が供給するボルトを、トリプルプレートジョイント(T・P JOINT:接続プレート・嵌合方式無溶接継手)のボルト接合に用いる場合に適用する。

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

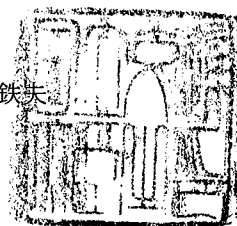
国住参建第 3606 号
令和 6 年 1 月 26 日

日本鋳螺株式会社
代表取締役社長 西川 倫史 様
株式会社トーヨーアサノ
代表取締役社長 植松 泰右 様
日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 塚本 博 様
日本ヒューム株式会社
代表取締役社長 増淵 智之 様
三谷セキサン株式会社
代表取締役社長 三谷 進治 様
児玉コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 児玉 桜 様
ジャパンパイル株式会社
代表取締役 黒瀬 晃 様
會澤高圧コンクリート株式会社
代表取締役社長 會澤 祥弘 様
株式会社アオモリパイル
代表取締役 地代所 久恭 様
旭化成建材株式会社
代表取締役社長 山越 保正 様
麻生商事株式会社
代表取締役会長 栗尾 城三郎 様
NC貝原コンクリート株式会社
代表取締役社長 上野 保尚 様
沖繩テクノクリート株式会社
代表取締役社長 仲本 幸平 様
カワノ工業株式会社
代表取締役 河野 和明 様
九州高圧コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 掛林 誠 様
東海コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 石黒 幸文 様
東北ポール株式会社
代表取締役社長 只野 恵二 様

東洋コンクリート株式会社
代表取締役社長 伊集 朝章 様
株式会社ナルックス
代表取締役社長 高岡 哉史 様
日研高圧平和キドウ株式会社
代表取締役 米盛 司郎 様
日本海コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 新谷 智弘 様
日本高圧コンクリート株式会社
代表取締役社長 小笠原 昌平 様
株式会社日本ネットワークサポート
代表取締役 片岡 正憲 様
富士コン株式会社
代表取締役 酒井 志行 様
藤村クレスト株式会社
代表取締役社長 藤村 範夫 様
豊州パイル株式会社
代表取締役 山村 哲司 様
ホクコンマテリアル株式会社
代表取締役 恵美 健一 様
株式会社北雄産業
代表取締役社長 佐藤 昌一 様
北海道コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 仲野 孝 様
前田製管株式会社
代表取締役社長 前田 直之 様
マナック株式会社
代表取締役 高橋 脩 様
山崎パイル株式会社
代表取締役 渡邊 宣生 様
リウコン株式会社
代表取締役社長 比嘉 盛勝 様

国土交通大臣

齊藤 鉄夫



下記の建築基準法第 37 条第一号の適合するボルトに係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号及び第三第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 名称

六角ボルト (JIS B 1180)

2. 指定する数値

六角ボルト
(JIS B 1051 強度区分 10.9)

(1) 許容応力度の基準値 700 N/mm²

(2) 材料強度の基準値 700 N/mm²

3. 適用範囲

一般財団法人日本建築センターの評定書(工法等) (BCJ 評定-FD0183-08)に従って、日本 鋳螺株式会社本社工場及び八尾工場が供給するボルトを、トリプルプレートジョイント(T・P JOINT:接続プレート・嵌合方式無溶接継手)のボルト接合に用いる場合に適用する。

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

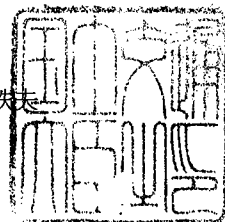
国住参建第 3607 号
令和 6 年 1 月 26 日

月盛工業株式会社
代表取締役 塩川 純一 様
株式会社トーヨーアサノ
代表取締役社長 植松 泰右 様
日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 塚本 博 様
日本ヒューム株式会社
代表取締役社長 増淵 智之 様
三谷セキサン株式会社
代表取締役社長 三谷 進治 様
児玉コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 児玉 桜 様
ジャパンパイル株式会社
代表取締役 黒瀬 晃 様
會澤高圧コンクリート株式会社
代表取締役社長 會澤 祥弘 様
株式会社アオモリパイル
代表取締役 地代所 久恭 様
旭化成建材株式会社
代表取締役社長 山越 保正 様
麻生商事株式会社
代表取締役会長 栗尾 城三郎 様
NC貝原コンクリート株式会社
代表取締役社長 上野 保尚 様
沖縄テクノクリート株式会社
代表取締役社長 仲本 幸平 様
カワノ工業株式会社
代表取締役 河野 和明 様
九州高圧コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 掛林 誠 様
東海コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 石黒 幸文 様
東北ポール株式会社
代表取締役社長 只野 恵二 様

東洋コンクリート株式会社
代表取締役社長 伊集 朝章 様
株式会社ナルックス
代表取締役社長 高岡 哉史 様
日研高圧平和キドウ株式会社
代表取締役 米盛 司郎 様
日本海コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 新谷 智弘 様
日本高圧コンクリート株式会社
代表取締役社長 小笠原 昌平 様
株式会社日本ネットワークサポート
代表取締役 片岡 正憲 様
富士コン株式会社
代表取締役 酒井 志行 様
藤村クレスト株式会社
代表取締役社長 藤村 範夫 様
豊州パイル株式会社
代表取締役 山村 哲司 様
ホクコンマテリアル株式会社
代表取締役 恵美 健一 様
株式会社北雄産業
代表取締役社長 佐藤 昌一 様
北海道コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 仲野 孝 様
前田製管株式会社
代表取締役社長 前田 直之 様
マナック株式会社
代表取締役 高橋 脩 様
山崎パイル株式会社
代表取締役 渡邊 宣生 様
リウコン株式会社
代表取締役社長 比嘉 盛勝 様

国土交通大臣

齊藤 鉄夫



下記の建築基準法第 37 条第一号の適合するボルトに係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号及び第三第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 名称

六角ボルト (JIS B 1180)

2. 指定する数値

六角ボルト
(JIS B 1051 強度区分 10.9)

(1) 許容応力度の基準値 700 N/mm²

(2) 材料強度の基準値 700 N/mm²

3. 適用範囲

一般財団法人日本建築センターの評定書(工法等)(BCJ 評定-FD0183-08)に従って、月盛工業株式会社本社工場が供給するボルトを、トリプルプレートジョイント(T・P JOINT: 接続プレート・嵌合方式無溶接継手)のボルト接合に用いる場合に適用する。

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

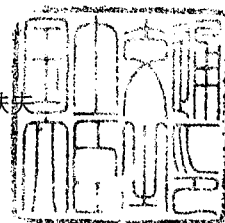
国住参建第 3608 号
令和 6 年 1 月 26 日

ユニタイト株式会社
代表取締役社長 橋本 潤 様
株式会社トーヨーアサノ
代表取締役社長 植松 泰右 様
日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 塚本 博 様
日本ヒューム株式会社
代表取締役社長 増淵 智之 様
三谷セキサン株式会社
代表取締役社長 三谷 進治 様
児玉コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 児玉 桜 様
ジャパンパイル株式会社
代表取締役 黒瀬 晃 様
會澤高圧コンクリート株式会社
代表取締役社長 會澤 祥弘 様
株式会社アオモリパイル
代表取締役 地代所 久恭 様
旭化成建材株式会社
代表取締役社長 山越 保正 様
麻生商事株式会社
代表取締役会長 栗尾 城三郎 様
NC貝原コンクリート株式会社
代表取締役社長 上野 保尚 様
沖縄テクノクリート株式会社
代表取締役社長 仲本 幸平 様
カワノ工業株式会社
代表取締役 河野 和明 様
九州高圧コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 掛林 誠 様
東海コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 石黒 幸文 様
東北ポール株式会社
代表取締役社長 只野 恵二 様

東洋コンクリート株式会社
代表取締役社長 伊集 朝章 様
株式会社ナルックス
代表取締役社長 高岡 哉史 様
日研高圧平和キドウ株式会社
代表取締役 米盛 司郎 様
日本海コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 新谷 智弘 様
日本高圧コンクリート株式会社
代表取締役社長 小笠原 昌平 様
株式会社日本ネットワークサポート
代表取締役 片岡 正憲 様
富士コン株式会社
代表取締役 酒井 志行 様
藤村クレスト株式会社
代表取締役社長 藤村 範夫 様
豊州パイル株式会社
代表取締役 山村 哲司 様
ホクコンマテリアル株式会社
代表取締役 惠美 健一 様
株式会社北雄産業
代表取締役社長 佐藤 昌一 様
北海道コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 仲野 孝 様
前田製管株式会社
代表取締役社長 前田 直之 様
マナック株式会社
代表取締役 高橋 脩 様
山崎パイル株式会社
代表取締役 渡邊 宣生 様
リウコン株式会社
代表取締役社長 比嘉 盛勝 様

国土交通大臣

齊藤 鉄夫



下記の建築基準法第 37 条第一号の適合するボルトに係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号及び第三第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 名称

六角ボルト (JIS B 1180)

2. 指定する数値

六角ボルト
(JIS B 1051 強度区分 10.9)

(1) 許容応力度の基準値 700 N/mm²

(2) 材料強度の基準値 700 N/mm²

3. 適用範囲

一般財団法人日本建築センターの評定書(工法等) (BCJ 評定-FD0183-08)に従って、ユニタイト株式会社本社工場が供給するボルトを、トリプルプレートジョイント(T・P JOINT: 接続プレート・嵌合方式無溶接継手)のボルト接合に用いる場合に適用する。

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。